

# 青少年育成地区委員会

活動の

ABC



中野区子ども教育部

# 目 次

1 地区委員会とは	・・・	1
2 地区委員会の役割	・・・	1
3 地区委員会の活動	・・・	5
4 地区委員会と行政との関係	・・・	5
5 地区委員会を取り巻く課題	・・・	7

## 【参考資料】

地区委員会の沿革	・・・	9
地区委員会以外の子どもたちに関係する組織、団体	・・・	14
子どもを犯罪から守るために	・・・	17
子どもの権利	・・・	20
子どもについての相談機関一覧	・・・	25

# 1 地区委員会とは

地区委員会は、子どもたちの健全育成を目的として、地域内の子どもに関係する団体や住民が連帯協力して結成した連合組織(連合協議体)で、地域の育成活動の核となる組織です。

正式には、「中野区青少年育成〇〇地区委員会」(\*〇〇には地区の名称が入ります)と称し、区民活動センターを単位に、現在14の地区委員会が活動しています。(昭和地区は東中野地区を含みます)

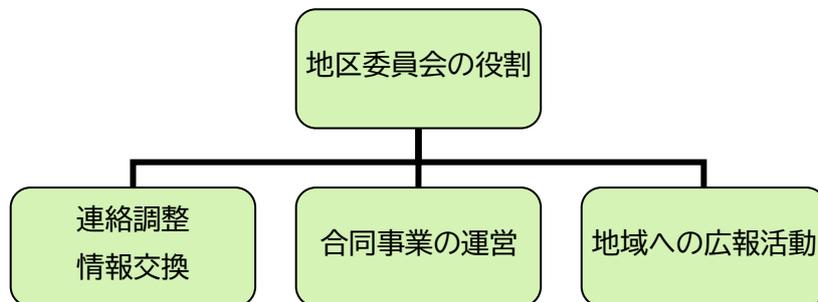
地域の町会・自治会、育成会、子ども会、子どもとともに進む会、PTA、ボーイスカウト・ガールスカウト、スポーツ団体等から推薦された委員を中心に、次世代育成委員、主任児童委員など子育て・子育て支援に関係している委員が加わり、地区委員会を構成しています。

地区委員会は、参加する地域の育成団体間や学校・行政等との連絡調整・情報交換や、より良い子育て環境づくり、広報活動、研修活動などを行っています。また、ミニ・リーダー講習会、スポーツ大会などの地域ぐるみの子ども育成事業も実施しています。

# 2 地区委員会の役割

子どもたちの生活の場には、「家庭」「学校」「地域」があります。地区委員会は、子どもたちの生活の場の一つである「地域」の育成環境の充実と「子どもたちの健全育成活動の推進」を大きな使命としています。

なお、地区委員会の役割は、大きく次の三つに分けることができます。



## (1) 連絡調整・情報交換

地域には、町会・自治会などの住民組織、子ども会、子どもとともに進む会、青少年育成部、スポーツ団体などの子どもたちにかかわる育成団体の他、子どもたちが通学する学校をはじめ、すこやか福祉センター、区民活動センター、児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの公的機関(行政)があります。

子どもたちの生活の場である家庭、学校、地域における様々な活動が健全育成のための共通理解を持って、全体としてバランスのとれたものになるよう、地域としての健全育成の共通の目標達成に向けた協議、情報交換が必要になります。

また、地域の子どもたちに関連する問題点を取り上げ、その解決策を考えたり、各団体や委員それぞれの役割分担や連携の仕方を明確にするといった、調整機能も求められます。

このような協議や情報交換、調整の場を設けることその他、地域でまとめられた考えや意見、要望等

を区に対し、申し入れをする役割も担います。

### 地区委員会活動にあたって…

#### ① 子どもの人格を認め、健やかに育てる場であること。

子どもは社会を構成する主体として成長発達していく過程にある独立した存在です。

本来、子どもたちは、人や自然、文化などにふれあう活動の中で、人間として生きる手立てを自分のものとして身につけていきます。そのためにも、子どもの人格のすべてを(良くない点も)認めていくことが大切です。

地区委員会における活動は子どもに対し監視的、禁止的、対策的な対応を取るのではなく、子どもたちを健やかに育てる感覚を大切に、そのような活動を行う組織であることが必要です。

#### ② 子どもの心と身体の発達について、共に理解し、地域だからこそできる体験を提供すること。

最近の子どもたちは成長の過程で、生きるために必要な生活技術、人間関係形成、問題解決などの『生きる力』を身につける機会が少なくなってきました。

そうした状況について、育成者は、自分自身の成長過程での体験や子育て体験、育成活動を通しての体験などを、様々な立場の人と相互に理解・共有し、地域の行事が学校、学年を越えて子どもたちに豊かな体験の機会を与える場になることを認識して、活動を進めて行くことが必要です。

#### ③ 子どもが自ら参加できる環境づくりと、保護者も共に成長する機会であること。

子どもが自ら進んで清掃や、あいさつなどの行動をすることで、地域の大人から声をかけられ、地域の中で自分の存在が認められるという喜びを得ることができます。

また、保護者も一緒に行動することで、大人が率先して範を示し、子どもに良い影響を与えることに気づいた事例もあります。

子どもが能動的に行う体験・経験を通しての感動や気づきが、子ども自身の成長の基礎になり、保護者にも大切な機会となっていきます。

#### ④ 地域の子どもの実態、子どもたちを取り巻く環境を把握し、活動を進めること。

地域ごとに子どもを取り巻く「環境地図」を作成したり、子どもたちの生活や学校外の生活について話し合い、子どもの実態や環境から地域の課題をまとめて、地区委員会の活動に生かすことが必要です。

#### ⑤ 地域の社会資源との連携や活用を行うため、各所への働きかけを行うこと。

(＊社会資源とは、子どもの育成に係る団体、施設、個人、行政機関をいいます)

地区委員会は、いろいろな活動の連合組織であり、様々な立場の人で構成されています。このため、関与する団体の相互連携はもとより、地域内の学校、すこやか福祉センター、区民活動

センター、児童館、キッズ・プラザなどとの連絡調整や、地域の人材への働きかけを行い、社会資源を活用した地域を挙げての育成活動を見据えることが重要です。

## (2) 合同事業の運営

地域では、さまざまな活動団体が独自に事業を行っていますが、地域全体で事業を実施した方がより効果がある場合もあります。

地域における合同事業の企画・立案・運営をしたり、団体の特性に応じた役割の分担を協議し、決定するのも地区委員会の役割です。

なお、複数の地区委員会が協力して合同事業を実施している例もあります。複数の地区委員会による合同事業は、地域の特性を生かしながら、それぞれの活動の良い点を持ち寄って事業を行うことで、より一層の効果を期待することが出来ます。

### 地区委員会活動にあたって…

- ① 年度踏襲型でなく、社会問題や世相を勘案し、子どもに今、必要なこと、大切であることを念頭に入れて事業を行うこと。
- ② 計画的な事業実施のため、年間の事業計画をもつこと。
- ③ 参加するすべての人が、発達段階に合わせた中期的目標(3～5年先を見通した)を共通にもつこと。
- ④ 事業実施には、子どもにとっての「優先課題は何か」を明確にすること。
- ⑤ 地域のすべての子どもが参加できる事業となるように工夫すること。
- ⑥ 地区委員の一人ひとりが気づいたことを大切に、次の事業に活かすこと。  
子どもと共感できる育成者でなければ、新しい気づきはなく、育成者一人ひとりが感受性を豊かにし、問題意識を持つことが大切です。
- ⑦ 地区委員相互の役割分担を行い、組織内で信頼関係を構築すること。  
役割分担によって、効率よく、円滑に事業運営ができます。  
また、地区委員会の組織運営手順を定めることのほか、健全育成を達成するための目標の設定を行うことや、人間関係のバランスを保つことが必要です。  
このバランスをうまく保つには、先輩育成者・経験者が、後輩・未経験者の自主性を尊重し、理解ある態度で温かく見守りながらも、経験則から全体を見通した適切なアドバイスをすることが必要です。

### (3) 地域への広報活動

地区委員会の活動の活性化などには、地域における健全育成の適切な広報・周知が重要となります。

例えば、講演会・研修会の実施、広報紙(機関紙)の発行、環境浄化などの標語・ポスターの募集、掲示等の広報活動を行うことにより、子どもたちの健全育成に関する地域住民の理解と協力を得られるよう努めることが大切です。

#### 【地区委員会活動にあたって…】

① 地区委員会の活動を、多くの人に理解してもらい、住民なら誰でも地区委員会の健全育成活動に参加できることを広報すること。

行政とは別に、地区委員会自身が住民としての言葉でわかりやすく地区委員会の活動について広報し、地域にいる、子どもたちに役立つ知恵、技術、材料をもつ人や、地域の人誰もが育成活動に参加できるようPR、呼びかけを行うことが必要です。

② 地区委員会を構成する団体の活動を広報すること。

地区委員会が、地域内の子どもに関係する団体等が連携協力する連合組織であることを生かし、構成団体の独自事業についても併せて広報することで、一層のPR効果や健全育成の目標達成を図ることが可能になります。

③ 地域の子どもの問題について、地域で問題を共有していくこと。

取組みや情報に地域格差が生まれないよう、地域の子どもたちを取り巻いている状況を組織内に知らせ、地域の子どもたちに関して感じている問題や状況を共有することが必要です。

また、子どもたちが考えていることを地域や行政に伝えたり、個々の大人に代わって子どもたちに意見を伝え、中立の立場で代弁者的な働きをすることが求められます

④ 家庭・保護者への働きかけを行うこと。

地域の健全育成は家庭や保護者の協力なしではなし得ないことから、広報紙の配布や講演会の実施などにより、家庭や保護者へ関与を働きかけていくことが必要です。

講演会等のPRは、チラシなどの印刷物の配布、口コミ等様々な方法を使って、広く保護者に働きかけていくことも有効です。

### 3 地区委員会の活動

地区委員会ごとに、1年間の活動方針や予算を決める「総会」のほか、地区により「全体会」「定例会」「役員会」「実行委員会」「運営委員会」などの会議体があります。

また、地区委員会により組織の構成は異なりますが、複数の専門部が置かれ、それぞれの役割に応じた活動をしています。代表的な専門部の活動内容は次のとおりです。

#### (1) 広報部

地区委員会の「広報紙(機関紙)」を発行し、地域の子どもたちに関する情報や地区委員会の活動状況を広く地域住民に周知し、地区委員会活動に必要不可欠な地域住民の理解を求め、育成活動への参加を促します。

#### (2) 環境部

地域内の育成団体や区(すこやか福祉センター・区民活動センター、子ども教育部・教育委員会・学校など)、あるいは警察署などの関係機関と連携し、子どもの育成環境改善に関するポスター・標語の募集、掲示などを通じて、子どもたちを取り巻く地域の環境を点検し、地域が子どもたちにとって安全で安心な場になるよう、改善する活動を行います。

#### (3) 育成部・体育部

キャンプ、ハイキング、スポーツ大会などのさまざまな事業を通して、地域での子どもと大人、あるいは子ども同士、大人同士の交流を図っています。

また、ミニ・リーダー講習会を実施し、地域の子どもリーダーの養成に努めている地区委員会もあります。

#### (4) 研修部

地区委員や地域の育成者(団体)を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図っています。

また、地域住民を対象とした講演会などを開催し、子どもたちの健全育成への意識啓発に努めています。

### 4 地区委員会と行政との関係

昭和31年に行政の主導で発足した地区委員会は、その後の改正によって、地域住民の自主的団体として位置付けられました。

以来、中野区においては、地区委員会の構成・運営は自主的に行われ、行政は団体の自主的な活動を損なわないよう、側面的な支援を行っています。

これは地域の子どもたちの問題の解決に取り組み、地域における子どもたちの育成活動の中心的な役割を担うのは、主として地域の育成団体であり、区民活動はあくまでも自主的でなければならないという考え方からきています。

他方、区は令和3年に基本構想を改定し、その実現に向け「中野区基本計画」を策定しました。区は、その中で「地域における子育て支援活動の促進」を施策の方向として掲げ、子育て関連団体への支援強化等を主な取り組みとしています。

また、令和2年3月に策定した「中野区子ども・子育て支援事業計画(第2期)」においても、「地域に生まれ豊かに育つ子どもたち」を目標として、①子どもや子育て家庭と地域の連携の強化②子どもの安全を守る活動の充実などを推進しています。

なお、現在第2期計画の中間の見直しに向けた検討を行っています(令和4年度中に改定予定)。

今後も区は、区民、団体と連携・協力して課題に取り組むことを基本に、子どもたちが心豊かに育まれるまちを目指していきます。

### 区が行っている地区委員会への主な支援

#### (1) 区民公益活動に関する政策助成 … 育成活動推進課

区民団体の公益活動を推進し、豊かな地域社会の実現をめざすため、平成18年3月、「中野区区民公益活動の推進に関する条例」が制定されました。

この条例に基づき、平成19年度から区の政策に合致し、区政目標の実現に資する活動に対して、「区民公益活動に関する政策助成」として助成を開始しました。

助成対象となる活動領域のうち、育成活動推進課の所管する育成支援に関する領域は「子どもと子育て家庭を支援するための活動」となります。

#### (2) 子育て支援地域づくり啓発助成金 … 育成活動推進課

平成22年度より開始した助成制度で、団体広報紙(機関紙)、環境安全マップ等の地区委員会活動の啓発に資する媒体の発行経費を対象に助成を行っています。

#### (3) 情報意見交換会 … 育成活動推進課

各地区委員会の情報を共有するために、それぞれの地区委員会の活動状況等について「情報意見交換会」を開催しています。

この情報意見交換会は平成22年度より年2回をめぐりに開催し、1回目は「代表者会」、2回目については「研修会」や「部門会議」等を開催しています。

#### (4) 活動場所の提供(区有施設の利用・貸し出し) … 区民活動センター、児童館

区民活動センター施設(会議室、音楽室、調理室、多目的室など)を貸し出ししています。また、児童館では、日曜日に育成団体への貸し出しや、団体の自主管理による子どもたちへの一般開放なども行っています。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

## 5 地区委員会を取り巻く課題

地区委員会を取り巻く課題には、各地区委員会固有の課題と、子どもたちの安全確保など子どもを取り巻く社会課題に対し、地域や区全体で考えていくべき課題とがあります。

### (1) 人材の確保、育成

近年、少子高齢化・情報化・国際化などの進展により子どもを取り巻く環境は大きく変化し、複雑高度化しています。また、生活の多様化、核家族化などにより、地域で育成活動に携わる育成者の数が減少しています。

育成者の減少は、地区委員会そのものの存続に関わり、子どもの健全育成の推進に大きく影響を及ぼします。現在、そして将来においても地区委員会の活動を活性化し、運営の充実を図っていくためには、新しい育成者の発掘、育成や関与する地域の方々を増やしていく取組みが大切です。さらに、地域に開かれ、地域に密着した活動を行うため、広報紙や口コミ、あるいは事業実施の際などに配布するチラシ・ポスターなどにより、積極的な活動周知を行うとともに、地域の人に関わりたいと思える魅力的な事業実施により、人材確保策を講じる必要があります。

### (2) 地区委員会相互間連携・協力

地区委員会相互の情報交換や意見交換を通して、同じ育成者としての人間関係を築き、刺激を受けて新しいアイデアが生まれることがあります。

また、事業に参加する子どもの人数の減少、企画・運営する育成者の負担、事業実施に伴う経費負担などを考慮すると、複数の地区委員会が企画段階から協議しアイデアを出し合い、協力し合っ共同の事業を実施することも有効な手段となり得ます。

### (3) 社会資源の活用

地区委員会は、いろいろな活動の連合組織であり、様々な立場の人で構成されています。このため、関与する団体の相互連携はもとより、地域内の学校、すこやか福祉センター、区民活動センター、児童館、キッズ・プラザなどとの連絡調整や、地域の人材への働きかけを行い、社会資源を活用した地域を挙げての育成活動を見据えることが重要です。

### (4) 子どもの安全確保への対応

近年、少年犯罪の件数は減少しているものの、犯罪の低年齢化や再犯者率の上昇、また児童虐待は増加の一途をたどるなど、子どもに関わる痛ましい事件や事故の状況は深刻化しています。

また、インターネット・スマートフォン利用者の低年齢化が急速に進み、ゲーム機や音楽プレーヤーなどの機器からもネットを利用することができるため、子どもが知らず知らずのうちに加害者にも加害者にもなりうる状況にあります。

学校ではセーフティ教室などの安全教育が行われていますが、家庭においても、親子で危険回避の方法などについて話し合うことが大切です。

一方では、子どもたちが安全で安心して活動できる環境を確保するために、地域の大人もネット社会への対応や正しい使い方など、新たな社会課題について学び、子どもの安全を見守ることが喫緊の課題となっています。

区や警察などの関係機関とも協力しあい、地域ぐるみで取り組みを進めていくことが必要です。

### ～参考～

#### <ネットやスマホを使う前に、気をつけてほしいこと>

- 使い方は、家族で話し合い、ルールをきめよう。
- インターネットは完全な匿名ではないので、誰が投稿したのかはわかることを知っておこう。
- 自分の写真や個人情報以外にも、許可のない友達の写真や個人情報は投稿しない。
- 他人の悪口やウソは絶対に書かない。言葉遣いにも気をつけよう。
- ネット・スマホで知り合った人と会わないようにしよう。会う必要のある場合には、必ず家族に相談しよう。
- 他人のサイトの写真やイラストなどを無断で使わない。
- チェーンメールは無視し、友達にまわさない。
- アプリやファイルは信頼できる場所からダウンロードしよう。

東京都都民安全推進本部 「こたエール こどものネット・スマホのトラブル相談」より引用

## 地区委員会の沿革

昭和20～23年

浮浪児、戦災児対策が主で、教育基本法、児童福祉法の制定がこの時期でした。

昭和24～26年

制定された各種法律の実施の時期で、社会教育法、生活保護法等が制定され、非行児中心の青少年行政から、すべての児童の福祉、教育を対象とするようになりました。

昭和28年7月25日

国「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」の公布

昭和28年10月

都「東京都青少年問題協議会」の設置

同年12月、都は「東京都区市町村青少年問題協議会の組織及び運営強化方針」を定め、各区市町村にその設置を勧奨しました。

昭和29年6月8日

区「中野区青少年問題協議会条例」の公布。この条例に基づき、同年11月『\* 中野区青少年問題協議会』が発足しました。

昭和30年9月

都「青少年問題に関する地域組織活動の強化及び補導体制の整備強化要綱」の決定。都は、青少年問題協議会未設置の区市町村に早期設置を勧奨するとともに、青少年問題協議会の下部組織として、補導連絡会を設置するように勧奨しました。

昭和30年12月

都「地区組織の活動強化に関する実施要領」の決定。都は、この要領に基づき、区市町村青少年問題協議会により、調整一元化された青少年対策に協力する地区組織が必要であるとしました。

昭和31年1～3月

区「青少年対策地区委員会」の結成。都の要綱を受け、中野区でも青少年問題協議会の下部組織として、区内11出張所を単位とする「青少年対策地区委員会」を設置しました。

昭和36年7月

都「地区委員会運営指針」「地区委員会規約基準」を作成。各地域の特殊性を打ち出すため自主団体とした方がよいこと、活動に定着性がみえてきたこと等の理由から、地区委員会を青少年問題協議会の下部組織から切り離し、地域住民の自主団体とするよう、あわせて地区委員会の役割も、従来の連絡調整機能とともに、事業実施機能を持つよう、都から指導があり、地区委員会と行政の関係に変化が生じてきました。

昭和46年10月

都「東京都青少年問題協議会」提言。地区委員会は、今後市民の意向を十分反映し、その期待に応え得るよう、活動的な地域住民で構成される民間団体として発展していくべきである。地区組織の運営と活動は、あくまでその自主性に任せ、都は指針を示すにとどめることが望ましい、との提言がありました。

昭和48年1月19日、昭和48年7月31日

区「中野区補助金等検討協議会答申」。特定の団体の一定の活動に対する補助金ではなく、  
\* 補助金は、事業の内容において、一定の要件を満たす限り、すべての者に開かれるべきである、との答申がありました。

昭和50年4月

前述の中野区青少年問題協議会の答申に基づき、地区委員会を当該地域に存在する任意の青少年組織や市民組織を構成単位とする連合体とし、

- 事務従事の自主化
- 委嘱状の廃止
- 団体補助から事業補助への補助の性格替え等の変更と

名称も「青少年対策地区委員会」から自主的な「青少年育成地区委員会」に変わりました。

昭和49年3月28日

区「中野区青少年問題協議会答申—青少年対策における市民活動のあり方及びこれに対する行政のかかわり方について」で、

- 市民活動は、あくまで自主的でなければならない。
- 援助は、あらゆる団体に公平で、活動の場の提供、講師の派遣、器具の無料使用等の間接援助を基本とすべきである。
- 金銭援助は、団体一括補助ではなく、個々の事業補助でなければならない。

等の答申があり、これらを踏まえ、中野区における地区委員会のあるべき姿が方向付けられました。

\* 中野区青少年問題協議会の廃止

平成20年12月12日、「次世代を担う子どもの育成の推進に係る施策の積極的かつ効率的な展開を図るため、区長の附属機関として中野区次世代育成推進審議会を設置する。」(中野区次世代育成推進審議会条例第1条(設置)より)ことになりました。これに伴い、中野区青少年問題協議会条例及び中野区青少年問題協議会は廃止されました。

なお、中野区次世代育成推進審議会については、中野区子ども・子育て会議が区の子ども・子育て支援に関する施策について総合的に調査審議を行うため、平成27年3月18日に廃止されました。

\* 事業への補助金について

平成18年3月24日、「中野区区民公益活動の推進に関する条例」が公布されたことに伴い、それまで地区委員会が実施されていた事業に対しては、補助金を支給するものから助成という形になりました。(助成のしくみは、4. 地区委員会と行政の関係の【区が行っている地区委員会等への主な支援】の1を参照)

中野区青少年育成地区委員会発足年月日

南中野(昭和31年2月18日)

弥 生(昭和56年5月14日)※南中野地区委員会、東部地区委員会から独立

東 部(昭和31年2月17日)

鍋 横(昭和31年1月15日)

桃 園(昭和31年2月10日)

昭 和(昭和31年3月15日)

上高田(昭和31年3月19日)

新 井(昭和31年1月30日)※新井沼袋地区委員会として発足

江古田(昭和31年2月7日)

沼 袋(昭和55年9月12日)※新井沼袋地区委員会から独立

野 方(昭和31年2月25日)

大 和(昭和31年1月16日)

鷺 宮(昭和31年2月11日)

上鷺宮(昭和53年4月8日) ※鷺宮地区委員会から独立

## 地区委員会以外の子どもたちに関する組織、団体

### 中野区子ども・子育て会議

地域の実情に応じて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援法」に基づく審議会として「中野区子ども・子育て会議」は平成25年8月に設置されました。

審議会の委員は、15人以内でその内訳は、(1)子ども・子育て施策に関して識見を有する者(2)幼稚園、保育施設等の関係者(3)子どもの保護者(4)その他区長が必要と認める者(公募委員など)となっています。委員の任期は2年で、再任が可能です。子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更、教育・保育施設等の利用定員の設定に関する意見を述べることなどが役割となっています。

### 中野区次世代育成委員

地域における子育て及び子育ての支援活動並びに家庭・地域及び学校の連携を推進するため、平成20年9月に第1期次世代育成委員が委嘱されました。

乳幼児期から青少年まで一貫した子どもの発達を支援するすこやか福祉センターや児童館と協力して、家庭・地域・学校の連携を推進していきます。

各中学校区から2～3名ずつ選出され、定数は28名、活動期間は3年です。

令和2年4月には、第5期の次世代育成委員が中野区長より委嘱されました。

### 中野区地区懇談会

子どもの育ちと子育て家庭を支える地域づくりを効果的に推進するために、平成20年12月に設置されました。地区懇談会は、原則として、各中学校区単位で設置しています。

主な活動として、(1)子どもと家庭にかかわる地域の課題とその解決に向けた取り組みに関すること。(2)子どもと家庭に関わる地域活動の相互の連携に関すること。(3)学校、家庭、地域及び関係機関の連携に関すること。を行っています。

委員の構成は、次世代育成委員、学校関係者、PTA関係者、青少年育成地区委員会、町会、子ども会、民生児童委員、関係機関(保育園・幼稚園など)などとなっています。

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者、児童福祉、障害者等福祉全般）についての相談を受けています。守秘義務が法律で定められていますので、安心して相談ができます。また、一部の児童委員は児童に関する事を専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

## 保護司—中野区保護司会

保護司は、法務大臣が委嘱している非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人からの相談に応じて、指導・助言や就労の援助などを行っています。また、犯罪予防活動の一環として、毎年7月に「社会を明るくする運動」を実施しています。保護司会では、定期的に会合が開かれ、情報交換などを行っています。

## 中野区更生保護女性会

女性の立場から地域の犯罪防止と、犯罪者や非行少年の更生保護に協力して、犯罪のない明るい社会の実現を目指す有志の団体です。

## 中野区青少年補導連絡会

青少年の非行防止のために保護、矯正、指導に関する職にある人が、相互の連携を密にし、連絡調整協議を行い、それぞれの職務に役立たせることを目的にした組織です。会員は、児童委員、保護司、少年補導員などです。

## 区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会

区立の小・中学校PTAの横の連絡を密にし、学校教育の振興発展に寄与するため、研修・レクリエーション、環境整備、広報紙発行等の活動を行っています。

## 子ども会

子ども会は、遊びを通して共同性、協調性など、社会性を身につけることを目的に、異年齢の子どもたちで構成されているグループです。

子どもだけではできない部分を、大人が援助しています。子ども会には、町会・自治会の子ども会のように地域を単位とした子ども会と、有志により作られている有志子ども会があります。

## 子どもとともに進む会

子どもとともに進む会は、子どもを持つ、持たないにかかわらず、地域の大人たちが地域ぐるみで協力し、子どもたちの健全な育成を目指して活動している大人たちの会です。

## ボーイスカウト、ガールスカウト

ボーイスカウト、ガールスカウトは、団体訓練で心身を鍛え、少年少女の豊かな可能性を十分開発し、将来社会に役立つ人間になるよう育成することを目的とした団体です。

## 《子どもを犯罪から守るために》

誘拐や通り魔、痴漢など登下校中に子どもが事件に巻き込まれることがあります。

小学校入学前に、登下校の時間帯にお子さんと一緒に通学路を歩き、「安全な場所」と「注意すべき場所・危険な場所」を確認し、大声を出して助けを求める方法や逃げる場所を教え、身につけさせることは大切なことです。

### 安全な場所

交番、コンビニエンスストア、  
子ども110番の家、商店、友人宅 など



### 注意すべき場所

公園、駐車場、空き地、建設中の建物、  
公衆トイレ、狭い路地、マンションの植え  
込み、エレベーター、路上駐車が多い道  
など



ほとんどの大人は子どもを助けてくれるが、中には子どもを狙う悪い人もいるということを、子どもに教えておく必要があります。もしそのような人に遭ったらどうしたらいいか、親子で話し合っておきましょう。

## こんなときにどうしたらよいか(例)

### ・車にのった人から声をかけられたとき

- ① 道を聞かれてもその場で教え、車には絶対に乗らない。
- ② 「家まで送ってあげる」と言われても、絶対に車には乗らない など。

### ・知らない人につきまとわれたとき

- ① 物をくれると言っても、絶対についていかない。
- ② いつまでもついてくるときは、近くの人やお店、交番に助けを求める。
- ③ 家に帰ったら、すぐに家の人に話す など。

### ・公園や広場で遊ぶとき

- ① 一人では遊ばない。
- ② 暗くなる前に帰る。
- ③ 公園のトイレには、一人では入らない など。

### ・エレベーターを利用するとき

- ① なるべく一人では乗らない。
- ② 途中から変な人だなと感じる人が乗ってきたら、なるべく降りる。
- ③ 降りるとき、知らない人がついてこないか、振り返って確かめる など。

### ・「写真やビデオをとってあげる」と声をかけられたとき

- ① 「いやだ」ときっぱり言って絶対についていかない。
- ② 家に帰ったら、すぐに家の人に話すなど。

### ・「家族が事故にあった」と言って、知らない人に声をかけられたとき

- ① 知らない人からは、どんなことを言われても絶対についていかない。
- ② お父さん・お母さんの緊急連絡先に、電話などで確かめる など。

以上のことを、まとめるとつぎのような行動をすることが大切です。



# いかのおすし



みんなで  
おぼえよう!!

いか ない : きけんなところに、知らない人についていかない  
の らない : しらない人のさそいに、くるまにのらない  
お おきなこえでさけぶ : つれていかれそうになったらさけぶ  
す ぐにげる : とにかくだれかのいるところへ、はしってにげる

## 令和4年4月1日 中野区子どもの権利に関する条例を施行しました

子どもは権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

中野区は、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。区民や育ち学ぶ施設及び団体、保護者等と連携し、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。

区は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、中野区子どもの権利に関する条例（以下「条例」と言います。）を制定しました。制定に当たっては、日本を含む世界の多くの国と地域が批准している子どもの権利条約を踏まえ、子どもをはじめとする区民のみなさんや有識者等のご意見も伺いながら検討を進めました。今後は、条例に基づき、みなさんと協力しながら様々な取組を進めていきます。

中野区子どもの権利に関する条例の全文は、中野区HPをご覧ください。

→区HP[「中野区子どもの権利に関する条例を制定しました」](#)

## 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)をご存知ですか

子どもの権利条約は、1989年に国際連合において採択され、翌年に国際条約として発効しました。日本は1994年に批准しています。締約国・地域数は、196(2019年8月現在)。非常に多くの国と地域で締約されている条約です。子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。

原則	内容
生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)	すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)	子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)	子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
差別の禁止 (差別のないこと)	すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



# 「中野区子どもの権利に関する条例」 できました!!

— 2022年4月スタート —

子どもの権利に関する  
条例とはなんですか

うさごはんがこの条例  
のポイントを解説してい  
るので、ひとつずつ見て  
いきましょう!



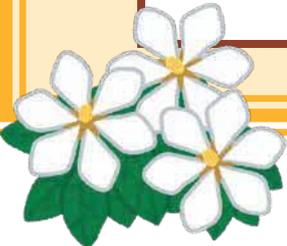
中野区食育マスコットキャラクター  
「うさごはん」

こんな思いが  
込められています

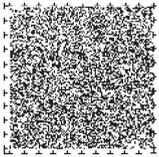
子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。

～中野区子どもの権利に関する条例の前文より～



中野区



# みんなで守ろう子どもの権利

～人と人がつながり、未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまちを目指して～

## 1 なぜ「中野区子どもの権利に関する条例」を制定したのか？

→ 全ての子どもが幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障するためです。

- ◆ 日本における「子どもの権利条約」の批准（1994年）  
1989年に国際連合で採択された子どもの権利を守るための国際的な約束
- ◆ 子ども・若者育成支援推進法の制定（2009年）  
児童福祉法の改正（2016年）  
子どもの権利保障や支援は、子どもの権利条約にのっとることが明記

貧困、虐待、犯罪などにより、子どもの権利は脅かされやすく、大人の状況に左右されやすいものです。このような背景から、子どもの権利を守り、等しく保障する社会づくりが求められています。この条例を作り上げるまでには、子どもから大人までの幅広い年代の方々に関わり、その意見がしっかりと反映されています。

審議会 → 意見交換会 → パブリック・コメント手続き → 条例制定！




## 2 この条例の目的は？

→ 子どもにやさしいまちづくりを推進することです。

子どもにやさしいまちとは、全ての人にやさしいまちです。区に関わる全ての人々が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障することが大切です。そして、子どもにやさしいまちづくりを推進する上で欠かせないことは、基本理念を実現するための仕組みです。

これらの基本理念を実現するために、中野区のみなさんに**知ってほしい**ことが大きく4つあります。一緒に見ていきましょう！



## 3 この条例の基本理念は？

→ 子どもの権利に対する中野区の基本的な考え方です。

- 命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれる
- 子どもにとって最も善いことは何かを第一に考える
- 一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなく権利が保障される
- 意見や考え、思いを表明でき、それらが尊重される




## 1 子どもの権利の保障

→ あらゆる場面で子どもの権利を保障します。

子どもの権利は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」※として説明されます。そこで、中野区では次のもの等をこの条例で決めました（第9条）。

- ◆ 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- ◆ 学び、休み、および遊ぶこと。  
そのために必要な環境が整えられること。
- ◆ 失敗をしてもやり直せること。  
そのために必要な環境が整えられること。
- ◆ 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

※「参加する権利」とは、気持ちを言うことができ、真剣に受け止められ、尊重されることです。



## 2 子どもの権利を保障する5つの役割

→ それぞれの役割を明確化することで、子どもの権利が守られるようになります。

- 家庭 -  
子どもが家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つことができるよう努める
- 区民 -  
子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努める
- 区 -  
子どもをパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを推進する
- 地域の事業者 -  
事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な気配りを行うよう努める
- 育ち学ぶ施設・団体 -  
学校などは、その活動において子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努める

子ども




## 3 こんな取組を行っています

→ この条例の実現を図っていきます。

中野区では

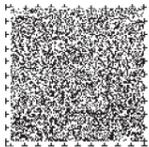
- ◆ 虐待、体罰等の防止
- ◆ 貧困の防止
- ◆ 条例や子どもの権利に関する啓発
- ◆ 子どもが意見等を表明し、参加できる機会の確保
- ◆ 子ども会議の開催
- ◆ 子どもたちの居場所づくり

などに取り組んでいます。

④はこちら





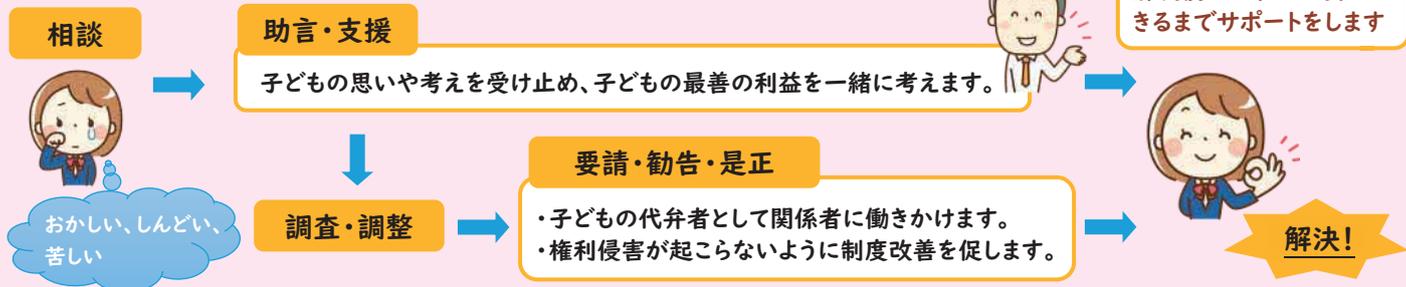




子どもが抱える悩みを解決するために、「中野区子どもの権利救済委員」がいます。

相談窓口として、子ども相談室を設置しました。

～相談・支援の流れ～



## 子ども相談室



ひとりで悩まず伝えてください

なんでも相談できます。

相談の秘密は守りますので、「こんなこと相談して大丈夫かな。」と迷わず気軽に相談してください。

### 相談時間

午前 11 時から午後 7 時まで  
(日曜、祝日、年末年始は休み)

### 相談方法

電話・メール・手紙・会って相談ができます。  
相談は無料です。  
(原則、18 歳未満の子どものことなら、まわりの大人も相談できます。)

### 電話

0120-463-931 (よりそう きゆうさい)

通話料はかかりません。

携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

### メール

こちらから送信できます

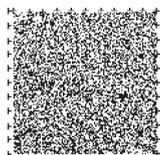
[kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp)



### 手紙

〒165-0027

中野区野方 1-35-3 子ども相談室 あて



「中野区子どもの権利に関する条例」について  
くわしくはこちら ▶



ココ



私たちが作成しました!

東京経済大学・野村武司教授と学生



## 子どもに関する施設・相談機関一覧

子ども・若者支援センター				
18歳未満の子どもと、その家庭に関する相談なら何でも。お子さんからの相談にも応じます。				
施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
子ども・若者支援センター	5937-3257	—————	月曜日～金曜日 8:30～17:00	中央1-41-2 みらいステップなかの内

児童館				
乳幼児親子から小・中・高校生までが自由に利用できる居場所、仲間づくりや活動の拠点として様々な支援を行っています。				
施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
みなみ	3382-7399	3382-7472	火曜日～金曜日 10:00～18:00  土曜・学校休業日 9:00～17:00	南台5-15-3
弥生	3372-0841	3372-0847		弥生町1-14-6
南中野	3382-1687	3382-1695		弥生町4-36-15
朝日が丘	3373-0380	3373-0418		本町2-32-14
宮の台	3384-4449	3384-4459		本町4-8-16
文園	3367-8106	3367-8124		中野6-10-6
上高田	3388-6148	3388-6148		上高田5-30-15
野方	3387-8836	3387-8831		新井2-48-10
新井薬師	3389-5438	3389-5439		新井5-4-17
みずの塔ふれあいの家	3954-6755	3954-6742		月～土曜日10:00～18:00
北原	3337-9632	3337-9631	火曜日～金曜日 10:00～18:00  土曜・学校休業日 9:00～17:00	野方6-35-13
大和	3330-3261	3330-3277		大和町2-8-12
大和西	3330-5399	3330-5398		大和町4-14-9
若宮	3330-7899	3330-7860		若宮3-54-7
西中野	3339-9826	3339-9825		白鷺3-15-5
鷺宮	3337-8430	3337-8429		鷺宮3-40-13
かみさぎ	3998-0074	3998-0095		上鷺宮3-9-19
城山ふれあいの家	3363-0388	3363-7116	月～土曜日10:00～18:00	中野1-20-4

キッズ・プラザ				
小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができるよう、小学校施設を活用して展開する遊び場です。				
施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
キッズ・プラザ新山	3384-2295	3384-2309	月～金曜日 放課後～18:00まで  土曜日 学校休業日 8:30～18:00	南台4-4-1 南台小学校内
キッズ・プラザ塔山	3363-3578	3363-4132		中央1-49-1 塔山小学校内
キッズ・プラザ桃花	3383-5731	3383-5846		中央5-43-1 桃花小学校内
キッズ・プラザ白桜	5380-2710	3387-7008		上高田1-2-28 白桜小学校内
キッズ・プラザ江古田	3385-7955	3385-7957		江古田2-13-28 江古田小学校内
キッズ・プラザ武蔵台	3970-0440	3970-0447		上鷺宮5-1-1 武蔵台小学校内
キッズ・プラザ緑野	5345-7470	5345-7471		丸山1-17-1 緑野小学校内
キッズ・プラザ谷戸	3361-3772	3361-3773		中野1-26-1 谷戸小学校内
キッズ・プラザ江原	3951-6025	3951-6026		江原1-39-1 江原小学校内
キッズ・プラザみなみの	3381-0162	3381-0163		弥生町4-27-11 みなみの小学校内
キッズ・プラザ美鳩	3330-5921	3330-5922		大和町4-26-5 美鳩小学校内
キッズ・プラザ中野第一	3372-0011	3372-0012		本町3-16-1 中野第一小学校内
キッズ・プラザ令和	5380-5515	5380-5516		新井4-19-26 令和小学校内
キッズ・プラザ鷺の杜	3223-1075	3223-1076		鷺宮4-7-3 鷺の杜小学校内

すこやか福祉センター				
子育てに関する疑問や不安、子どもの発達に関する事など子どもに関する様々な相談に専門スタッフが電話または面接で相談に応じます。				
施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
中部すこやか福祉センター	3367-7788	3367-7789	月曜日～土曜日 8:30～17:00 日曜、祝日、年末年始(12月29～1月3日)は休業	中央3-19-1
北部すこやか福祉センター	3388-0240	3389-4339		江古田4-31-10
南部すこやか福祉センター	3380-5551	3380-1766		弥生町5-11-26 (みなみらいず内)
鷺宮すこやか福祉センター	3336-7111	3336-7134		若宮3-58-10

区立保育園(子育て相談)				
就学前乳幼児の育児全般についての相談を、電話・面接にてお受けしています。				
施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
中野	3373-4894	3373-4837	(子育て相談) 月曜日～金曜日 9時～16時 (祝日、12/29～1/3除く)	弥生町2-6-3
弥生	3381-0213	3381-0672		弥生町5-4-8
本町	3373-8700	3373-8759		本町3-29-17
鍋横	3384-4565	3384-4508		本町5-47-13
昭和	3362-1506	3362-1658		中野6-2-11
沼袋	3386-7082	3386-7027		沼袋1-34-14
江原	3953-5528	3953-5619		江原町1-10-16
丸山	3337-7106	3337-7029		丸山2-27-16
野方	3387-6379	3387-6158		野方1-35-8
白鷺	3330-2437	3330-2475		白鷺3-3-24

施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
療育センターアポロ園	3389-3700	3389-3760	ご利用にあたっては、各すこやか福祉センターにご相談下さい。	江古田4-43-25
療育センターゆめなりあ	6382-4781	6382-4782		弥生町5-5-2
さまざまな発達上の課題を持つ乳幼児のお子さんやその保護者に対して家庭や地域の中でともに生活できるよう援助しています。ご利用にあたっては、各すこやか福祉センターにご相談下さい。				
区立教育センター	—————	—————	月曜日～金曜日 8:30～18:00	中央1-41-2
区立教育センター(分室)	3385-9311	—————	月曜日～金曜日 8:30～17:00	野方1-35-3
子どもの教育上の悩みや問題を解決するために、専門の相談員が相談に応じます。				
教育相談室	5937-3074	—————	月曜日～金曜日 10:00～18:00	中央1-41-2
電話教育相談	5937-3083	—————	月曜日～金曜日 10:00～17:00	同上
子どもの性格や行動、学業や知能、進路や適性、身体の発達などに関する教育についての相談ができます。				
こども110番	5937-3652	—————	月曜日～金曜日 10:00～18:00	同上
学校のことや友達のこと、家族のことなどで悩んでいる児童、生徒、保護者の方が相談できます。				
教育支援室 (旧適応指導教室)	5937-3044	—————	月曜日～金曜日 9:00～17:00	同上
不登校の小中学生の学習相談や教育相談を行い、学校への復帰を援助します。 また、外国人児童・生徒等の編入時における日本の学校生活の説明や編入後の学習補助を行います。				
中野区社会福祉協議会	5380-0751 (経営管理課)	5380-0750	月曜日～土曜日 (日曜・祝日・第3月曜日は休) 9:00～17:00	中野5-68-7 スマイルなかの4階
社会福祉協議会は、身のまわりの福祉課題を区民の皆さんとともに考え、ともに解決を図りながら、誰もが安心して住める「まちづくり」をめざして活動しています。相談も受け付けます。				
ファミリー・サポート事務局	5380-0752	5380-6027	月曜日～土曜日 (日曜・祝日・第3月曜日は休) 8:30～18:00	中野5-68-7 スマイルなかの3階
子育ての援助を受けたい方と援助したい方が会員になり、仕事や急な用事のため子どもの世話ができないときに、会員間で子育ての手助けを行います。				

《その他公共機関》

施設名	電話	FAX	曜日 時間	所在地
警察署・少年相談				
少年または、保護者から少年の非行防止、または少年の福祉に関する相談を受けています。				
中野警察署 生活安全課	3366-0110	—————	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (緊急時は110番へ)	中央2-47-2
野方警察署 生活安全課	3386-0110	—————		中野4-12-1
警視庁新宿少年センター	3227-8335 電話相談 5348-3415	—————	月曜日～金曜日 9:00～17:15	新宿区北新宿 4-6-1
子どもの非行などの問題で悩んでいる方や、いじめ・犯罪等の被害に遭い、精神的なショックを受けている少年のために、心理専門の職員などが秘密厳守で相談に応じます。(※面接要予約)				
警視庁 ヤング・ テレホン・コーナー	3580-4970	—————	24時間受付	千代田区霞ヶ関 2-1-1
お子さんの非行問題等で悩みを抱えているご家族や、いじめや犯罪等の被害に遭い、悩んでいるお子さんのために、電話相談『ヤング・テレホン・コーナー』を開設しています。				
東京都教育相談センター	0120-53-8288 (教育相談一般)	—————	24時間受付	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合セン ター4F
高校生相当年齢までの子どもやその保護者、学校関係者からの学校教育や家庭教育について、専門員が電話で相談・問い合わせに応じます。				
東京都 子どものネットやスマホ のトラブル相談 「こたエール」	0120-1-78302	メールやLINEで も相談できます (24時間受付中)	月曜日～土曜日 15:00～21:00 祝日を除く	東京都 都民安全推進本部
専門のスタッフが青少年のネット、スマホに関するあらゆる相談、質問に幅広く対応しています。				

青少年育成地区委員会活動のABC  
初版 1985年9月発行  
第21次改訂版 2024年3月発行  
発行者 中野区子ども教育部  
育成活動推進課  
〒164-8501 中野区中野 4-11-19  
電話 3228-5648

文書番号 5中子育第2510号